

○倉敷市校区集会所設置費補助金交付要綱

平成元年6月27日

告示第174号

改正 平成3年6月21日告示第201号

平成5年12月17日告示第345号

平成11年3月26日告示第130号

平成12年3月17日告示第104号

平成22年3月29日告示第177号

平成25年7月16日告示第478号

令和7年3月24日告示第139号

(趣旨)

第1条 住民相互のふれ合いを深めながら、地域での生活をみんなで楽しみ、心豊かな生活を目指したコミュニティ活動の拠点として、おおむね小学校区を単位として組織された住民自治組織（以下「コミュニティ協議会」という。）が集会所を建設し、取得（土地の取得を除く。）し、若しくは大修繕するとき又は集会所に公共下水道への接続工事をするとき若しくは冷暖房設備等を設置するときは、当該コミュニティ協議会に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設 新築し、増築し、又は改築することをいう。
- (2) 新築 新たに集会所を造ることをいう。
- (3) 増築 既存の集会所の延べ床面積を増加させることをいう。
- (4) 改築 既存の集会所の全部又は一部を除却し、引き続き同一敷地内において、集会所を造ることをいう。
- (5) 取得 既存の建築物を新たに集会所として購入することをいう。
- (6) 大修繕 既存の集会所の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事をいう。

(7) 公共下水道への接続工事 既存の集会所に対して行う公共下水道への接続工事及びそれに伴う給排水衛生設備工事をいう。

(8) 冷暖房設備等 対象とする室の空気の温度を冷房し、又は暖房することにより、その室の使用目的に適する状態に保持する設備であつて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に定める建物附属設備に該当する冷房、暖房、通風又はボイラー設備（以下「冷暖房設備」という。）並びに同表に定める器具及び備品に該当する冷房用又は暖房用機器（以下「冷暖房用機器」という。）をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる集会所は、コミュニティ協議会が建設、取得等を行う集会所で、かつ、当該コミュニティ協議会によって維持管理されるものとする。ただし、複数の小学校区のコミュニティ協議会が合同で集会所を建設、取得等を行う場合も補助対象とすることができる。

(補助対象経費)

第4条 集会所建設に係る補助金交付の対象経費は、次に掲げる経費の合計額又は基準工事費のいずれか低い額とする。

(1) 建築工事費

(2) 給排水衛生、ガス、換気及び電気の設備費並びにこれらの設備に係る工事費

(3) 消防法（昭和23年法律第186号）の規定により設置する消防用設備等の工事費

(4) 建築物の確認申請手数料、給水装置工事の設計審査手数料、水道利用加入金その他これらに類する経費

(5) 設計監理費

(6) 前各号に掲げるもののほか、工事の施工に伴い必要となる経費

2 集会所取得に係る補助金交付の対象経費は、建物取得実費、基準工事費又は現在価格のいずれか低い額とする。

3 大修繕に係る補助金交付の対象経費は、工事費から200,000円を差し引いた額とする。ただし、公共下水道への接続工事を含む大修繕に係る補助金交付の対象経費は、工事費とする。

4 集会所取得及び大修繕に係る補助金交付の対象経費は、前2項の規定による対象経費の合計額とする。

- 5 公共下水道への接続工事に係る補助金交付の対象経費は、設備費、工事費及びその施工に伴い必要となる経費の実費とする。
- 6 冷暖房設備等の設置に係る補助金交付の対象経費は、設備費、工事費及びその施工に伴い必要となる経費の実費とする。
- 7 基準工事費及び現在価格の算定方法は、市長が別に定める。

(補助額)

第5条 市長は、別表に定めるところにより補助金を交付する。

(再補助の制限)

第6条 過去のこの要綱による補助金（公共下水道への接続工事及び冷暖房設備等の設置に係る補助金を除く。以下この項において同じ。）又は一般財団法人自治総合センターが行うコミュニティセンター助成事業の助成金の交付を受けて当該設備等を設置したコミュニティ協議会については、当該補助金及び助成金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年間は、補助金の交付の対象としないものとする。

- 2 公共下水道への接続工事に係る補助金については、一集会所につき1回限りの補助とする。
- 3 冷暖房設備の設置に係る補助金については、過去にこの要綱による補助金又は一般財団法人自治総合センターが行う一般コミュニティ助成事業の助成金（以下この項において「助成金」という。）を受けて冷暖房設備等を設置した室（冷暖房設備等を設置した区分された部屋あつて、設備等の通常の規格に基づき、設置に相当であると認められる規模の一室をいう。）ごとに、冷暖房設備を設置した場合は当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して15年、冷暖房用機器を設置した場合は当該補助金又は助成金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年を経過するまでは、補助金の交付の対象としないものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするコミュニティ協議会（以下「補助事業者」という。）は、所定の交付申請書に、次に掲げる書類を添えて事前に市長に提出し、交付決定を受けなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 設計書又は見積明細書
- (4) 設計図等（付近見取図、平面図、立面図、配置図等）

- (5) 当該集会所の土地又は建物の所有又は使用についての権利を証する書類
 - (6) 売買契約書の写し（取得の場合）
 - (7) 当該補助事業者の規約及び役員名簿
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （変更等承認申請）

第8条 補助事業者は、規則第10条の規定により、補助事業の内容、工事实費、取得費用等申請に係る事項の変更又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けようとするときは、所定の変更等承認申請書を市長に提出しなければならない。

（工事完了の確認）

第9条 補助事業者は、補助の対象となっている集会所の工事が完了したときは、その旨を市長に届け出てその確認を受けなければならない。

（補助金の概算払）

第10条 市長は、前条の規定による届出があったときは、工事の完了を確認し、相当と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて補助事業完了の日から30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業成績書
- (2) 収支精算書
- (3) 費用を支払ったことを証する書類
- (4) 工事写真及び完成写真
- (5) 検査済証の写し（建築基準法第7条又は第7条の2の規定に該当する場合）
- (6) 登記事項証明書の写し（取得の場合）
- (7) 排水設備工事検査済証の写し（公共下水道への接続工事の場合）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（帳簿等の保存）

第12条 補助事業者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業完了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年7月1日から施行する。

附 則（平成3年6月21日告示第201号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成5年12月17日告示第345号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成11年3月26日告示第130号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に交付の申請を行っている補助金に係る補助率及び補助限度額については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月17日告示第104号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に交付の申請を行っている補助金に係る補助率及び補助限度額については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月29日告示第177号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月16日告示第478号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	補助率	構造	補助限度額
集会所の建設、取得又は取得及び大修繕（小学校区の世帯数が1,500世帯以下）	補助対象経費の70パーセント	木造	2,100万円
		軽量鉄骨プレハブ造、鉄骨造、鉄筋コンクリート	2,400万円

下の場合)		造又は鉄骨鉄筋コンクリート造	
集会所の建設、取得又は取得及び大修繕（小学校区の世帯数が1,500世帯を超える場合）	補助対象経費の70パーセント	木造	2,900万円
		軽量鉄骨プレハブ造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造	3,500万円
大修繕	補助対象経費の50パーセント		800万円
公共下水道への接続工事	補助対象経費の70パーセント		70万円
冷暖房設備等の設置	冷暖房設備等を設置した室の異同にかかわらず、1集会所について、1回目の補助は補助対象経費の70パーセント、2回目以降の補助は補助対象経費の50パーセント		140万円

備考 補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月24日告示第139号）